

国際希少野生動植物種の追加等について

種の保存法に基づく国際希少野生動植物種とは

国際希少野生動植物種の定義

国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、**政令で定める**もの。（法第4条第4項）

中央環境審議会

政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、**中央環境審議会の意見を聞かなければならない**。（法第4条第6項）

国際希少野生動植物種の選定に係る基本的事項


希少野生動植物種保存基本方針（平成4年総理府告示第24号）

国際希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種以外の種で、以下のいずれかに該当するものを選定する。

ア 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下「ワシントン条約」という。）附属書に掲載された種。ただし、我が国が留保している種を除く。

イ 我が国が締結している 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する条約又は協定（以下「渡り鳥等保護条約」という。）に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種

通報規定のある渡り鳥等保護条約

条約協定名 (略称)	日 米 渡り鳥等 保護条約	日 豪 渡り鳥等 保護協定	日 口 渡り鳥等 保護条約
発効年	1974年	1981年	1988年
主な内容	1 渡り鳥の捕獲等の規制 2 <u>通報のあった絶滅のおそれのある鳥類の 輸出入規制</u> 3 資料の交換等 4 環境の保護		
相手国から 通報のあつ た鳥類種数	67種・亜種 レイサンガモ、ア メリカハクトウワ シ等	46種・亜種  129種・亜種 ミナミシロハラミ ズナギドリ、キガ オミツスイ等	29種・亜種 インドガン、ナベ ヅル等

本年5月に通報

この他、中国及び韓国とも渡り鳥保全のための二国間協力を行ってきている

日豪渡り鳥等保護協定 第3条

1 各政府は、絶滅のおそれのある鳥類の種又は亜種の保存のため、適当な場合には、特別の保護措置をとる。

2 いずれか一方の政府が絶滅のおそれのある鳥類の種又は亜種を決定し、その特別の保護措置をとった場合には、当該一方の政府は、他方の政府に対してその決定（その後におけるその決定の取消しを含む。）を通報する。

3 各政府は、2の規定によつて決定された鳥類の種若しくは亜種又はそれらの加工品の輸出又は輸入を規制する。

オーストラリアからの通報

- 1992年に日本に通報した種（46種・亜種）の全部を、今回決定した種（129種・亜種）に差し替える。

オーストラリアの「環境保護及び生物多様性保全法（1999年）」に基づき、種の保存を図る目的で、絶滅のおそれがある種として指定されているもの

- 結果として、オーストラリアからの通報上、

追加 112種・亜種

削除 29種・亜種

このうちの1種（コアジサシ）については、米国から亜種の通報がされていたことから、政令上は種から亜種への変更となる。このため、政令上の削除種数は28種となる。

- この他、オーストラリアからの通報等を踏まえて、指定単位（種又は亜種）の変更、分類、学名、和名について所要の見直し。

種の保存法に基づく国際種指定の効果

個体等の譲渡し等の規制（法第12条）

個体等の輸出入の規制（法第15条）

外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入の承認が必要

販売又は頒布を目的とした個体等の陳列
又は広告の規制（法第17条）

パブコメの実施及びその結果

意見募集期間：7月5日～8月3日

意見募集内容：国際希少野生動植物種の追加・
削除等について

意見者数：1（個人）

意見の内容：パブコメ対象外の意見